

有機溶剤等健康診断

有機溶剤中毒予防規則第 29 条

有機溶剤業務に常時従事する労働者に対しては、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後 6 か月以内ごとに 1 回、定期的に、健康診断を実施しなければなりません。

必ず実施しなければならない項目

- ①業務の経歴の調査
- ②有機溶剤による健康障害の既往歴の調査
- ③有機溶剤による自覚症状及び他覚症状※の既往歴の調査
- ④有機溶剤による自覚症状または他覚症状※と通常認められる症状の有無の検査
- ⑤尿中の蛋白の有無の検査（既往の異常所見の有無の調査を含む）

医師が必要と判断した場合に実施しなければならない項目

- ①作業条件の調査
- ②貧血検査（既往の異常所見の有無の調査を含む）
- ③肝機能検査（既往の異常所見の有無の調査を含む）
- ④腎機能検査（尿中の蛋白の有無の検査を除く）（既往の異常所見の有無の調査を含む）
- ⑤神経内科学的検査（既往の異常所見の有無の調査を含む）

※自覚症状または他覚症状については、医師が次の項目のすべてをチェックしなければなりません。（H元. 8. 22基発462）

1. 頭重 2. 頭痛 3. めまい 4. 悪心 5. 嘔吐 6. 食欲不振 7. 腹痛
8. 体重減少 9. 心悸亢進 10. 不眠 11. 不安 12. 焦燥感
13. 集中力の低下 14. 振戦 15. 上気道又は眼の刺激症状
16. 皮膚又は粘膜の異常 17. 四肢末端部の疼痛 18. 知覚異常
19. 握力減退 20. 膝蓋腱・アキレス腱反射異常 21. 視力低下 22. その他

留意事項

- 有機溶剤が 5 % を超えて含有されている物質を製造または取り扱う場合にも検査が必要です。
- 血液や尿の採取時期、保存方法、項目の省略要件については、「有機溶剤中毒予防規則第 29 条及び鉛中毒予防規則第 53 条」に規定する検査のための血液又は尿の採取時期及び保存方法等並びに健康診断項目の省略の要件について（平成 10 年 3 月 24 日基発第 122 号）を参照してください。

◆有機溶剤業務（下記の業務で屋内作業場等において行うものが該当）

イ 有機溶剤等を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、攪拌、加熱又は容器若しくは設備への注入の業務 □ 染料、医薬品、農薬、化学繊維、合成樹脂、有機顔料、油脂、香料、甘味料、火薬、写真薬品、ゴム若しくは可塑性剤又はこれらのものの中間体を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、攪拌又は加熱の業務 ハ 有機溶剤含有物を用いて行う印刷の業務 ニ 有機溶剤含有物を用いて行う文字の書込み又は描画の業務 ホ 有機溶剤等を用いて行うつや出し、防水その他物の面の加工の業務 ヘ 接着のために有機溶剤等の塗布の業務 ト 接着のために有機溶剤等を塗布された物の接着の業務 チ 有機溶剤等を用いて行う洗浄（ヨに掛ける業務に該当する洗浄の業務を除く。）又は拭きよけの業務 リ 有機溶剤含有物を用いて行う塗装の業務（ヨに掲げる業務に該当する塗装の業務を除く。） ヌ 有機溶剤等が付着している物の乾燥の業務 ル 有機溶剤等を用いて行う試験又は研究の業務 ロ 有機溶剤等を入れたことのあるタンク（有機溶剤の蒸気の発散するおそれがないものを除く。）の内部における業務

（注）労働者数に関係なく、遅滞なく健康診断結果報告書を提出することが法令で義務づけられています。

有機溶剤の種類に応じ実施しなければならない項目

- ①尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査（下の表参照）
 - ②肝機能検査（GOT、GPT、 γ -GTP）
 - ③貧血検査（血色素量、赤血球数）
 - ④眼底検査
- 代謝物の量の検査、肝機能検査、貧血検査、眼底検査を実施しなければならない有機溶剤

有機溶剤の種類	検査項目			
	尿中の代謝物の量の検査 既往の検査結果の調査を含む	肝機能 既往の異常所見の有無の調査を含む	貧血 既往の異常所見の有無の調査を含む	眼底 既往の異常所見の有無の調査を含む
キシレン、1・1・1-トリクロロエタン、トルエン、ノルマルヘキサン	○			
N・N-ジメチルホルムアミド	○	○		
オルトジクロロベンゼン、クレゾール、クロロベンゼン、1・2-ジクロロエチレン		○		
エチレングリコールモノエチルエーテル、エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート、エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル、エチレングリコールモノメチルエーテル			○	
二硫化炭素				○

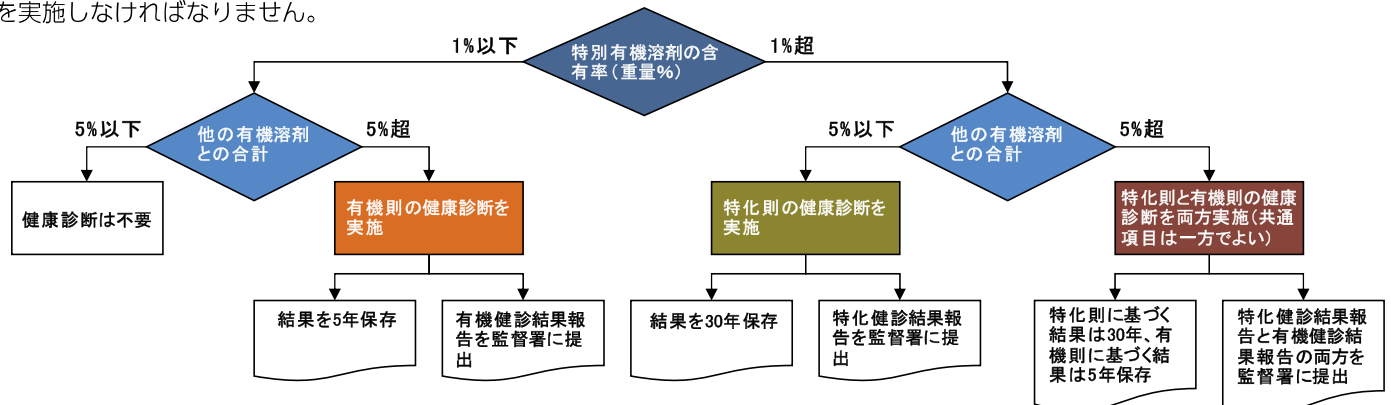
尿中の代謝物の量の検査内容

対象物質	検査内容
キシレン	尿中メチル馬尿酸
トルエン	尿中馬尿酸
1・1・1-トリクロロエタン	尿中トリクロロ酢酸または総三塩化物
ノルマルヘキサン	尿中2・5-ヘキサンジオン
N・N-ジメチルホルムアミド	尿中N-メチルホルムアミド

特別有機溶剤に係る特定化学物質健康診断

特定化学物質障害予防規則第41条の2
有機溶剤中毒予防規則第29条準用

特別有機溶剤業務に従事する労働者に対しては、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後 6 か月以内ごとに 1 回、定期的に、特別有機溶剤の含有率と他の有機溶剤の含有率に応じて、「特定化学物質健康診断」、「有機溶剤等健康診断」、あるいは「その両方」を実施しなければなりません。



◆特別有機溶剤（12 物質）

クロロホルムほか 9 物質（クロロホルム・四塩化炭素・1,4-ジオキサン・1,2-ジクロロエタン・ジクロロメタン・スチレン・1,1,2,2-テトラクロロエタン・テトラクロロエチレン・トリクロロエチレン・メチルイソブチルケトン）、エチルベンゼン、1,2-ジクロロプロパン

◆特別有機溶剤業務

クロロホルムほか 9 物質を用いて行う有機溶剤業務（クロロホルム等有機溶剤業務）、エチルベンゼン塗装業務、1,2-ジクロロプロパン洗浄・拭拭業務